

埼玉県災害対策本部要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本部（第3条―第5条）
- 第3章 部及び支部
 - 第1節 部（第6条―第10条）
 - 第2節 支部（第11条―第18条）
- 第4章 現地災害対策本部（第19条―第26条）
- 第5章 災害対策活動（第27条―第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の責務）

第2条 すべて県の職員は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に尽力しなければならない。

第2章 本部

（設置及び閉鎖）

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定による埼玉県地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたときに知事が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

（本部長、副本部長、本部員及び副本部員）

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 知事
 - (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副知事、危機管理防災部長
 - (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 公営企業管理者、下水道事業管理者、埼玉県部設置条例（昭和28年条例第1号）に規定する部の長（危機管理防災部長を除く）、会計管理者、知事室長、企業局長、下水道局長、教育長、副教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長
 - (4) 災害対策副本部員（以下「副本部員」という。） 各部局の部長級又は副部長級職員
- （本部会議）

第5条 本部に、災害予防及び災害応急対策の実施方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

- 5 副本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、本部員の職務を代理する。
- 6 本部長が必要と認める場合には、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

第3章 部及び支部

第1節 部

(部の組織及び職制)

第6条 本部に災害予防及び災害応急対策の業務を実施するため、別表第1の部を置き、同表に掲げる業務を分担する。

- 2 部に部長、副部長を置き、部長、副部長は別表第1の部長、副部長の欄に掲げる者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、部長の職務を代理する。
- 5 各部には、業務ごとに班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班の業務を遂行する。

(本部連絡員)

第7条 各部に本部連絡員を2人以上置くこととし、本部員が指名する。

- 2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

(本部連絡員の参集等)

第8条 本部連絡員のうち1人は、危機管理防災センター（以下、「センター」という。）に参集し、統括部との連絡調整に当たるものとし、本部が設置されている間、必要に応じてセンターに駐在するものとする。

- 2 情報収集体制及び警戒体制においても、前項の規定を準用する。

(災害連絡調整会議)

第9条 本部に、災害予防及び災害応急対策業務の実施に当たり、各部横断的な事案を調整するため、災害連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部設置の必要が認められない場合においても、調整会議を置くことができる。
- 3 調整会議は、統括部及び関係部をもって構成し、運営に関し必要な事項は別に定める。

(部の運営)

第10条 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

第2節 支部

(支部の設置)

第11条 本部に災害予防及び災害対策業務を効果的に実施するため、別表第2に掲げる支部を置く。

- 2 本部長は、支部の活動の必要が認められないときは、当該支部の業務を中止させることができる。

(支部を構成する機関)

第12条 支部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

(支部の職制)

第13条 支部に、別表第3の支部長、副支部長及び支部付を置く。なお、支部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

- 2 支部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員及び参集した職員を

指揮監督する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、支部長の職務を代理する。

4 支部付は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、支部の業務を処理する。

5 班長は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、別に定める班の業務に従事する。

(支部連絡員)

第14条 支部に支部連絡員を置き、支部長が指名する。

2 支部連絡員は、支部長の指示を受け、本部、当該支部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

(支部会議)

第15条 支部に、災害予防及び災害対策業務を効果的に実施するため、支部会議を置く。

2 支部会議は、支部長、副支部長及び支部付で構成する。

3 支部会議は、支部長が招集し、主宰する。

(支部の業務)

第16条 支部は、次の各号の業務を実施する。

(1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び本部長への報告

(2) 防災基地の開設及び運営

(3) 市町村と連携した帰宅困難者対策

(4) 市町村災害応急対策業務の支援

(5) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002）における災害対応支援

(6) その他本部長の指示に基づく事項

(支部の運営)

第17条 前4条に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、各支部長が別に定める。

(支部代替施設の設置)

第18条 支部がその機能を果たせなくなったときは、次の各号の場所に支部の代替施設を設置する。

(1) 管内の他の地方庁舎又は合同庁舎

(2) 防災行政無線が設置されている庁舎又は施設

第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部)

第19条 本部長は、被災地において災害対策業務を実施するため、必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を設置する。

(設置場所)

第20条 現对本部の設置場所は、別表第2に掲げる支部の設置場所とし、活動の必要が認められなくなったときに廃止する。ただし、本部長は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

(現对本部を構成する機関)

第21条 現对本部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

(現对本部長、現対副本部長及び現对本部員)

第22条 現对本部に、現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現対副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下、「現

対本部員」という。)を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。なお、現対本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

2 現対本部長は、本部長の命を受け、現対本部の業務を掌理し、災害応急対策に係る職員を除く地域機関の職員及び参集した職員を指揮監督する。

3 現対副本部長は、現対本部長を補佐し、現対本部長に事故があるとき、現対本部長の職務を代理する。

(現地災害対策本部連絡員)

第23条 現対本部に現地災害対策本部連絡員(以下「現対本部連絡員」という。)を置き、現対本部長が指名する。

2 現対本部連絡員は、現対本部長の指示を受け、本部、当該現対本部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

(現対本部の業務)

第24条 現対本部は、次の各号の業務を実施する。

(1) 被害及び復旧状況の分析

(2) 被災地における市町村及び関係機関との連絡調整

(3) 現場部隊(被災地で応急対策・復旧を行う警察、消防、自衛隊、医療機関等をいう。)の活動調整

(4) 市町村機能の喪失時の支援

(5) その他本部長の指示に基づく事項

2 災害対策業務を実施するため、現対本部会議を開催する。

(1) 現対本部会議は、現対本部長、現対副本部長及び現対本部員で構成する。

(2) 現対本部会議は、現対本部長が招集し、主宰する。

(3) 現対本部長が必要と認める場合には、現対本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(現対本部への職員派遣)

第25条 本部長は、現対本部の活動を支援するため、各部及び各支部から職員を派遣することができる。

(現対本部と支部の関係)

第26条 支部は、担当区域内に現対本部が設置された場合、現対本部長の指示に基づく業務を実施する。

2 前項の場合にあっても、支部は支部として継続し、第16条の各号の業務を実施する。

(現対本部の運営)

第27条 前8条に定めるもののほか、現対本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

第5章 災害対策活動

(体制の配備基準及び活動内容等)

第28条 災害の状況に応じ機能的に災害対策活動を実施するため、配備体制は、次のとおりとする。

(1) 本部を設置しないで、災害対策活動を推進する体制

風水害等による情報収集体制並びに地震による情報収集体制及び警戒体制

(2) 本部を設置して災害対策活動を推進する体制

風水害等による警戒体制及び非常体制並びに地震による非常体制

2 配備区分、配備基準及び活動内容等は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時における配備区分、配備基準及び活動内容等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	原則として震度５弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する。
警戒体制	原則として震度５強の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度６弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する。

(2) 風水害等の配備区分、配備基準及び活動内容等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	災害の発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する。
警戒体制	ア 規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法が適用される場合等） イ 規模の大きい災害の発生が予想される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法の適用が予想される場合等）	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	本部を設置する。

非常体制	ア 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（多数の市町村に災害救助法が適用される場合） イ 激甚な災害の発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合） ウ 県内に気象等に関する特別警報が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する
------	--	----------------------	---------

3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、前項の規定にかかわらず、その内容により、必要に応じた配備区分を決定することとする。

4 本部を設置しない体制においても、この要綱で定める部、支部をもって災害対策活動を推進する。ただし、情報収集体制及び警戒体制の配備にあたっては、災害対策活動の必要性に応じて、一部の部、支部をもって活動することができる。

（災害即応室の設置）

第29条 本部を設置しない体制において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を置く。

2 災害即応室長は、統括部長をもって充てる。

（配備体制施行及び解除の手續）

第30条 配備体制の施行手續及び解除手續については、次に掲げるところによる。

(1) 風水害等による情報収集体制並びに地震による情報収集体制及び警戒体制 知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。

(2) 風水害等による警戒体制及び非常体制並びに地震による非常体制 知事が施行する。

2 前項の規定にかかわらず、地震発生時の配備体制については、第28条第2項第1号に掲げる基準に該当した場合に自動的に施行するものとする。

（動員計画）

第31条 職員の動員計画については、別表第4の基準により、各部長又は支部長が、別に定める。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害に迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して定める。

3 各部長は、各部の災害応急活動や所管施設等に係る被害情報の収集のため、自らの所管する地域機関の職員を動員することができる。

（初動要員）

第32条 情報収集体制、警戒体制及び非常体制に係る初動要員については、本部長、各部長又は支部長が、本庁舎又は支部を設置する庁舎の近隣に居住する職員を中心に定める。なお、要員の指定は、初動要員実施要綱に基づいて行う。

2 初動要員は、次の場合において、あらかじめ指定された庁舎に速やかに参集するものとする。

(1) 勤務時間外において、地震により情報収集体制（震度5弱）又は警戒体制（震度5強）が配備された場合

(2) 勤務時間外において、風水害等により情報収集体制又は警戒体制が配備され、動員指令があった場合

(3) 勤務時間外において、地震（震度6弱以上）又は風水害等で非常体制が配備された場合

3 前項の規定にかかわらず、本部長が指定した初動要員のうち危機管理防災センターに参集する職員の参集基準は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間外において、地震により警戒体制（震度5強）が配備された場合

(2) 勤務時間外において、風水害等により警戒体制が配備され、動員指令があった場合

(3) 勤務時間外において、地震（震度6弱以上）又は風水害等で非常体制が配備された場合

（市町村情報連絡員）

第33条 市町村情報連絡員については、本部長又は支部長が定める。なお、市町村情報連絡員の指定は、市町村情報連絡員実施要綱に基づいて行う。

2 市町村情報連絡員は、勤務時間外において、地震（県内震度6弱以上）により非常体制が配備された場合又は風水害等により警戒体制若しくは非常体制が配備され動員指令があった場合には、各市町村庁舎に速やかに参集する。

（非常参集）

第34条 職員は、勤務時間外に第28条に定める非常体制がとられた場合には、第31条に定める動員計画に基づき、業務継続計画等によりあらかじめ参集場所が指定されている場合は指定場所に、それ以外の場合は自己の所属する部又は支部に、直ちに参集する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の所属に参集することが困難な職員（別途指定された職員は除く。）は、次に掲げる機関からあらかじめ指定した機関に参集することができる。

(1) 危機管理防災センター

(2) 各支部

（応援の要請）

第35条 部長及び支部長は、配備職員をもって十分な災害応急活動を実施できないときは、本部長に応援を求める。

第6章 雑則

（その他）

第36条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

2 災害対策本部等に関する要綱（昭和41年9月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 9 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 号の規定並びに別 表 1（第 4 条第 3 号の追加に係る部分及び土木部の項の班長の欄に収用委員会事務局長を加える改正部分に限る。）及び別表 5（第 4 条第 3 号の追加に係る部分に限る。）は、平成 8 年 8 月 1 日から、第 8 条第 2 項及び改正後の第 1 4 条から第 2 3 条までの規定は、平成 8 年 8 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし別表 2（支部担当区域のうち、さいたま支部及び北足立支部の担当区域）及び別表第 3（支部の職制のうち、さいたま 支部及び北足立支部の支部付き）については 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年７月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年７月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部 埼玉版 F E M A 推進幹 危機管理防災部 副部長 報道長 県民生活部 県民スポーツ文 化局長	災害等に関する情報の収集に関すること 災害対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 各部間等の災害対策の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関する こと 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連 絡調整に関すること 報道に関すること 災害等に関する広報全般に関すること インターネットによる情報発信に関すること 災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関 すること 被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心 支援制度に関すること 帰宅困難者対策に関すること 物流オペレーションチームに関すること 道路・ライフライン調整チームに関すること 救助実施市との災害救助資源（医療救急部及び住 宅対策部において所掌するものを除く）の配分及 び供給に関すること
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部 政策・財務局長 企画財政部 行政・デジタル 改革局長 企画財政部 地域経営局長	国への要望に関すること 全国知事会及び関東地方知事会に関すること 復興対策本部の設置、運営に関すること 災害等対策予算に関すること 義援金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
総務部	総務部長	総務部 人財政策局長 総務部 税務局長 都市整備部 まちづくり局長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部 県民共生局長	災害情報相談センターの設置運営に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること ボランティアの総合調整に関すること 安否情報の収集、提供に関すること
農林対策部	農林部長	農林部 副部長	農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関すること 被災農林水産業者の支援に関すること 物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関すること
給水部	企業局長	経営企画部長 水道部長	飲料水の確保、供給に関すること 水道施設の応急対策に関すること
産業対策部	産業労働部長	産業労働部 産業政策局長 産業労働部 地域経済・観光 局長 産業労働部 雇用労働局長	被災中小企業及び被災勤労者の融資に関すること 災害離職者の早期再就職の促進に関すること 物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関すること
環境対策部	環境部長	環境部 副部長 環境部 環境未来局長	災害等による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること
救援福祉部	福祉部長	福祉部 副部長 福祉部 地域包括ケア局 長 福祉部 こども政策局長	災害ボランティアに関すること 災害時等の要配慮者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連絡調整に関すること その他救援に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
医療救急部	保健医療部長	保健医療部 健康政策局長 保健医療部 医療政策局長 保健医療部 食品衛生安全局長	医療・助産に関すること 保健医療調整本部の設置に関すること 医療救護班の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の調整に関すること 飲料水、食料の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること （地独）埼玉県立病院機構、日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること 救助実施市との災害救助資源（医療、助産及び埋葬）の配分及び供給に関すること その他医療に関すること
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部 副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 緊急輸送道路等の啓開に関すること 河川の応急対策に関すること 水防活動に関すること 土砂災害防止に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請に関する こと 直轄管理施設との情報共有に関すること 公共土木施設の災害復旧に関すること その他応急復旧に関すること
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部 都市政策・公園 局長 都市整備部 まちづくり局長	応急住宅の供給に関すること 被災建築物応急危険度判定に関すること 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に 関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること 密集市街地の改善及び拡大の防止に関すること 被災宅地危険度判定に関すること 市街地復興に関すること 救助実施市との災害救助資源（主に応急仮設住宅 の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去）の配 分及び供給に関すること その他住宅対策に関すること
下水道対策部	下水道局長	下水道管理課長	下水道施設の応急対策に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民の輸送に関する事 輸送事業者との連絡調整に関する事 輸送手段、燃料に関する事 交通情報に関する事 物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関する事
文教部	副教育長	教育局 教育総務部長 教育局 県立学校部長 教育局 市町村支援部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 応急教育の実施に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他教育に関する事
議会部	議会事務局長	議会事務局 副事務局長	議会に関する事
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	物流オペレーションの支援（主に義援物資の対応）に関する事 他の部の応援に関する事
警察本部	警察本部長	警備部長	災害警備活動に関する事
各部共通	関係各部局長	関係各部局長等	国及び県外自治体等からの応援の受入れに関する事 災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関する事

別表第2（第11条関係）
支部の設置場所、担当区域

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域 振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑 川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島 町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

別表第3（第13条関係） 支部の職制

支部	支部長	副支部長	支部付
さいたま	さいたま県税事務所長	さいたま県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
川口	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	同 上
朝霞	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	同 上
春日部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	同 上
上尾	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	同 上
川越	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	同 上
所沢	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	同 上
行田	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	同 上
熊谷	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	同 上
秩父	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	同 上

別表第４（第３１条関係）

職員の動員基準

１ 基本的な考え方（統括部以外）

情報収集体制	各部、各支部の情報収集及び統括部との連絡調整に必要な人数
警戒体制	各部、各支部の応急対策業務に必要な人数
非常体制	全職員

２ 各部、各支部の動員基準

	部 名	情報収集体制	警戒体制	非常体制
本 庁	統括部	４ ７	９ ２ (本部長指定 30 人を含む)	全 員 (本部長指定 30 人を含む)
	渉外財政部	４	７	同 上
	総務部	１ １	１ ７	同 上
	県民安全部	２	１ ０	同 上
	農林対策部	１ ２	２ １	同 上
	給水部	６	１ １	同 上
	産業対策部	９	１ ３	同 上
	環境対策部	３	７	同 上
	救援福祉部	８	１ １	同 上
	医療救急部	９	１ ７	同 上
	応急復旧部	１ ５	２ １ ０	同 上
	住宅対策部	１ ０	２ ６	同 上
	下水道対策部	２ ７	２ ７	同 上
	輸送部	５	８	同 上
	文教部	１ ０	１ ４	同 上
	議会部	７	１ １	同 上
	応援部	３	１ １	同 上
	警察本部	必要数	必要数	必要数
	合 計	１ ８ ８	５ １ ３	－
機 地 関 域	支 部	各 １ ５ (本部長指定含む)	各 ４ ０ (本部長指定含む)	全 員 (本部長指定含む)
	合 計	１ ５ ０	４ ０ ０	－
	総合計	３ ３ ８	９ １ ３	－